

令和 7 年厚木市農業委員会 4 月定例総会議事録

日 時 令和 7 年 4 月 25 日 金曜日 午後 2 時 00 分から午後 2 時 45 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

3 番 内 海 則 行

5 番 曾 根 義 久

7 番 鈴 木 好 弘

9 番 清 田 徳 治

11 番 中 丸 豊

2 番 早 川 暁

4 番 井 上 慎 一

6 番 高 澤 友紀子

8 番 三 橋 澄 夫

10 番 大 矢 和 人

12 番 松 前 進(会長職務代理者)

欠席者

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主査 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告 9 件）
- 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（報告 12 件）
- 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（報告 1 件）
- 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明について（報告 1 件）
- 5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について（報告 1 件）
- 6 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告 4 件）
- 7 議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（5 件）
- 8 議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（3 件）
- 9 議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について（29 件）
- 10 議案第 18 号 「令和 8 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び
「令和 8 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について
- 11 議案第 19 号 厚木市農業振興推進委員会委員の推薦について

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和7年厚木市農業委員会4月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の曾根義久委員、6番の高澤友紀子委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、3月11日から4月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

それでは、総括表に基づき、御報告いたします。

まず、令和6年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、1件、1筆、面積は125平方メートルでございます。

法第5条につきましては、1件、3筆、面積は1,021平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、2件、4筆、面積は1,146平方メートルでございます。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの法第4条及び第5条を合わせまして、137件、446筆、面積は132,670.26平方メートルでございます。

続きまして、令和7年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、4件、5筆、面積は1,953平方メートルでございます。

法第5条につきましては、3件、5筆、面積は628.66平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、7件、10筆、2,581.66平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、3月11日から4月10日までに受付したもののについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

まず、令和6年度分の処理状況でございます。

被相続人は5人、農地の所有権を取得された相続人は10人、筆数は延べ66筆、面積は延べ27,433.70平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

次に、令和7年度分の処理状況でございます。

被相続人は2人、農地の所有権を取得された相続人は2人、筆数は延べ6筆、面積は延べ4,445平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

対象地は戸田字下沖1筆、登記地目は田、現況地目も田で、面積は809平方メートルでございます。

賃貸人は戸田にお住まいのAさん、賃借人は戸田にお住まいのBさんでございます。

賃貸人の都合により、令和7年4月4日に合意解約されたものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程４、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

報告する案件は１件となります。

証明願提出者は、妻田西１丁目にお住まいのＣさんです。

令和６年１１月２６日、配偶者のＤさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、妻田西一丁目１筆、登記地目は田、面積は３８６平方メートルの農地です。

本証明願を受け、本人立会いのもと現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

説明は、以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程５、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」について、御報告いたします。

生産緑地の所有者は、都市計画法第２０条第１項の告示の日から３０年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障等が生じた場合、市長に買取りの申出をすることができることとされております。

本証明につきましては、生産緑地法第１０条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明となっております。

御報告する案件は１件です。

証明願申出者は、妻田西１丁目にお住まいのＣさん。買取り申出を行おうとする生産緑地は、妻

田西一丁目1筆、現況地目は畑、497平方メートルです。

当該生産緑地は、主たる従事者の死亡のため、買取りの申出事由として、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が提出されました。

こちらに対しまして、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定第3条に基づき、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に意見聴取を行うとともに現地調査を行ったところ、農業に従事していたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を交付したものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は4件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、飯山にお住まいのEさん、対象地は飯山字志田原1筆、登記地目は畑、面積は594平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成元年頃からゲートボール場として使用しており、現在に至っているもので、平成26年航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川宏司会長に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、飯山にお住まいのFさん、対象地は中荻野字馬場1筆、登記地目は畑、面積は396平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成25年頃から住宅敷地として使用しており、現在に至っているもので、平成26年航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤由紀子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、酒井にお住まいのGさん、対象地は酒井字中堰1筆、登記地目は田、面積は452平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成6年頃から農業用倉庫として使用しており、現在に至っているもので、平成27年度固定資産評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、内海則行委員及び清田徳治委員に資料及び現地を確認いただいたもので

す。

最後に4番でございます。

証明願の提出者は、金田にお住まいのHさん、対象地は金田字新白鳥1筆、登記地目は畑、面積は277平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成26年以前から河川敷の一部となり、現在に至っているもので、平成27年度固定資産評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上慎一委員及び中丸豊委員に資料及び現地を確認いただいたものです。説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程7、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

本日、お諮りする案件は5件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は長谷字根下3筆、現況地目は田及び畑、合計面積は2,745平方メートルです。

渡人は長谷にお住まいのIさんで、受人は長谷にお住まいのJさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

続いて2番でございます。

対象地は長谷字根下1筆、現況地目は田、面積は2,347平方メートルです。

渡人は長谷にお住まいのIさんで、受人は長谷にお住まいのKさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

続いて3番でございます。

対象地は戸田字下沖1筆、同所字富田2筆、同所字鶴田2筆、同所字鈴木田1筆、同所字橋外2筆、現況地目は田及び畑、合計面積は3,714平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのLさん、受人は戸田にお住まいのMさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

ます。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機。

労働力につきましては、本人の1人です。

続いて4番でございます。

対象地は上落合字柳添1筆、現況地目は田、面積は209平方メートルです。

渡人は上落合にお住まいのNさん、受人は下津古久にお住まいのOさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、子2人及び養子の4人です。

最後に5番でございます。

対象地は長谷字反町1筆、現況地目は田、面積は2,197平方メートルです。

渡人は愛甲にお住まいのPさん、受人は愛甲にお住まいのQさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人及び父の2人です。

なお、1番から5番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程8、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明

申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地の所在は、戸田字下沖6筆、登記地目は田及び畑、合計面積は2,980.56平方メートルです。

賃借人は、横浜市泉区緑園にある株式会社R代表取締役Sさん。

賃貸人は戸田にお住まいのTさん外3人です。

本申請は賃借権設定による、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に厚木南インターチェンジが存する、第3種農地です。

賃借人は、申請地の東側にある駐車場を借りていますが、昨今の運送業の働き方改革及び業界全体の需要増に伴い、新たに大型トラック19台分及び従業員用駐車場19台分の駐車場が必要となり、現行の場所では駐車スペースが足りなくなったため、申請されました。

申請地につきましては、北側は畑及び駐車場、東側は道路及び駐車場、南側は道路、西側は駐車場に接しています。

申請地北側の県道に接道している現況駐車場を一体利用して出入口を設け、出入口側一部分はアスファルト舗装、農地転用申請区域にあたる部分は全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、北側出入口となる一体利用地との境を除き、南側及び東側の道路に接する部分並びに北側の農地に接する部分にはコンクリートブロックを新設、また、北側駐車場に接する部分には隣地側に土留め壁、西側駐車場に接する部分には隣地側にRC擁壁、東側駐車場に接する部分には隣地側にはコンクリートブロックが設置されており、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

なお、位置図で確認できるとおり、申請地北側に現況駐車場となっている非農地の土地がありますが、申請地と一体利用する同一施設として同条例の事業対象区域となっております。

また、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請につき、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和7年4月3日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行い、事業者から計画の説明を聞いております。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は、金田字台畑1筆及び下依知字神明1筆、登記地目はともに畑、合計面積は1,139平方メートルです。

受人は山際にお住まいのUさん、渡人は金田にお住まいのVさん外1人です。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に依知南地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は、山際の自宅兼事務所を拠点に、各種機器等及び物品のリサイクル販売を主な事業として営む個人であり、事業拡大に伴い、これまでの置場では手狭になってきたこと、また、商品置場として間借りしていた土地を地権者へ返却しなくてはならず、新たな資材置場が必要になったため、申請されたものです。

申請地は、東側は資材置場、西側は畑、南側及び北側は道路に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、北側及び南側の東一部分並びに東側にはコンクリートブロックを新設、また、その他出入口を除いた全てに鋼板柵を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

最後に3番でございます。

対象となる農地の所在は、七沢字多々良沢1筆、登記地目は宅地、面積は775.48平方メートルです。なお、現況は畑となっております。

受人は平塚市御殿4丁目の株式会社W代表取締役Xさん、渡人は愛知県名古屋市中区明月町2丁目にお住まいのYさんです。

本申請は、所有権移転による宅地造成のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、平塚市に事業所を置く、建設業、不動産業を主な事業として営む法人で、現在、県央地区方面の住宅需要があり、そのなかでも申請地のような本市の緑豊かな地域における宅地の問合せが多く、需要に合致した本地を申請されたものです。

申請地は、東側は道路後退予定地、西側及び南側は資材置場として農地転用許可申請中の畑、北側は畦畔地に接しております。

建築条件付販売予定2宅地の造成計画となっており、それぞれの住宅敷地は東側で接道となっており、木造2階建ての専用住宅を建築するための宅地分譲地造成の計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、東側接道敷地出入口部分を除き、北側及び西側の北一部分に鋼板柵を新設、また、それ以外の西側・南側に接する農地転用中の隣地側には申請地との境界沿いに鋼板柵が設置されるもので、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており手続中です。併せて、都市計画法の開発許可も手続中でございます。

また、市街化調整区域に一般住宅を建てる計画となりますが、昭和45年6月10日の線引き以前から現在に至るまで宅地とのことで、既存宅地である旨判断がなされており、当該計画が可能となっております。

農地法第5条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〈三橋澄夫委員〉

3 番について、建築条件付売買とはどういったものか。

〈農地管理係主査〉

決められた施工会社で一定期間内に住宅を建てるという約束のもと土地の売買契約がされるものを指します。

〈議長〉

ほかに質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第16号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 8、議案第16号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 9、議案第17号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。

なお、本議案は、「農地中間管理権の設定関係」が15件、「賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」が14件ございますが、このうち、「賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」の 3 番については、小池委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、小池委員の退出を求めます。

〔小池よし子委員退室〕

〈議長〉

それでは、日程 9、議案第17号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についての 3 番について、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただ今議題となりました、議案第17号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についての 3 番

について、御説明申し上げます。

貸人は及川にお住まいのＺさん、借人は妻田西３丁目にお住まいのＱさんです。

対象地は飯山字亀井１筆、現況地目は畑、面積は3,634平方メートルでございます。

利用目的は普通畑、３年間の使用貸借権の更新設定でございます。

いずれも、借人については農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項に規定にする要件を満たしているものでございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程９、議案第17号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の３番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程９、議案第17号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の３番について、原案のとおり決定されました。

ここで、小池よし子委員を入室させてください。

〔小池よし子委員入室〕

<議長>

それでは、日程９、議案第17号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についての１番、２番及び４番から14番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

議案第17号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」のうち、「農地中間管理権の設定関係」及び「貸借権又は使用貸借による権利の設定関係」の１番、２番及び４番から14番までについて説明いたします。

貸借の開始期が、令和７年６月１日のものについてお諮りいたします。

事前に議案を送付しておりますので、個別の案件の説明は省略させていただき、全体の概要のみご説明いたします。

まず、「農地中間管理権の設定関係」、こちらは、農地の所有者と農地中間管理機構との間の権利設定の部分となりますが、案件としましては、15件、25筆、合計面積は25,039平方メートル。

備考欄にはすべて「新規」と記載しておりますが、全く初めての貸し借りは、4番と12番の2件で、それ以外は、これまでの農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行です。

すべて3年間の使用貸借権の設定でございます。

次に、「賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」、こちらは、農地中間管理機構と転借を受ける耕作者との間の権利設定の案件となりますが、案件としましては、13件、24筆、面積は21,405平方メートル。

こちらも備考欄にすべて「新規」と記載しておりますが、全く初めての貸し借りは、4番と11番の2件で、それ以外は、これまでの農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行です。

すべて3年間の使用貸借権の設定でございます。

なお、転借人については農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第17号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番、2番、及び4番から14番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第17号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番、2番、及び4番から14番について、原案のとおり決定されました。

次に、日程10、議案第18号「令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和8年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第18号「令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和8年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について御説明いたします。

本件につきましては、1月に県農業会議から取りまとめ依頼があり、2月全員協議会の資料送付

により、委員の皆様には要望・意見書の提出をお願いさせていただいたものです。

委員の皆様からは、先ほど鈴木好弘委員から御説明いただいたとおり、県内では鳥獣被害対策やヤマビル駆除が必要な状況であり、3月25日に農政対策検討会を開催し、令和8年度に向けての要望については昨年度の要望に加え新規要望として熱中症対策を追加するということを決定いただきました。

内容につきましては、鳥獣による農作物被害及びヤマビルによる耕作者への被害は、農業者の営農意欲を喪失させ、遊休・荒廃農地の発生原因となっていること。

また、ヤマビルによる吸血被害も同じく営農意欲減退理由の一つであり、移動を媒介する野生鳥獣対策のみならず、ヤマビル対策も強化すべきであること。

以上の理由を踏まえ、次のとおり継続の意見をまとめました。

ニホンザルの被害については、計画的な捕獲により減少傾向にあるが、イノシシ、ニホンジカやハクビシン、アナグマ等の中型動物による農作物被害も多く、生息数も増加傾向にある。特にイノシシ被害が多く、特定鳥獣として頭数管理等を含めた積極的な支援を行うこと。

ヤマビル被害防除対策についても、早期的な解決策を見出すとともに、事業の継続にあたり支援を強化すること。

また、新規要望として夏季においても農作物の手入れは必要であり、暑い中での作業をしなければならない状況も想定されることから農作業中の熱中症を防ぐためのアイテム等の購入費に係る補助を検討されたい。

以上を踏まえ、6月から9月にかけては、暑い中での農作業となることから農作業においても熱中症対策が必要である。農作業における熱中症対策に係る補助について検討すること。

本日は、この要望について、県農業会議に提出してよろしいかをお諮りするものでございます。

なお、本日ご審議いただいた結果につきましては、月末までに県農業会議に報告する予定となっております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第18号「令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和8年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第18号「令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和8年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について、原案のとおり決定されました。

次に、日程11、議案第19号「厚木市農業振興推進委員会委員の推薦」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第19号「厚木市農業振興推進委員会委員の推薦」について、御説明申し上げます。

厚木市農業振興推進委員会規則第3条の規定に基づき、厚木市長から関係団体の代表として、農業委員の選任を求められたものであります。

なお、委員会の所掌事務につきましては、同規定第2条により、農業振興に関する施策に関すること、その他、農業振興の推進に関することとなっております。

「厚木市農業振興推進委員会委員の推薦」についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

農業委員からの推薦ということですが、事務局案はありますでしょうか。

<専任主幹>

「厚木市農業振興地域整備計画」の見直しに当たり、当該計画のほか、農業振興の推進全般についての意見を求められるもので、会長が適任であり、委員としてお願いすることが、最良と判断します。

<議長>

皆様、いかかでしょうか会長の私が、会の代表として厚木市農業振興推進委員会の委員の委嘱を受けることでよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

<議長>

日程11、議案第19号「厚木市農業振興推進委員会委員の推薦」については私が委員となることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第19号「厚木市農業振興推進委員会委員の推薦」については、私が委員となることに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年厚木市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。

令和7年4月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
